

平成29年3月を注視しよう!!

副代表幹事 渡辺 保

ニューズレター第48・49号でお知らせしましたように、内閣府において平成26年から第2次基本計画の評価・検証と第3次基本計画の策定に向けての議論が、基本計画策定・推進専門委員等会議の場で行われてきました。

当初、「あすの会」の要望する経済補償制度については、専門委員等会議座長は、先の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」で検討済みとのことで取り上げようとしませんでした。自民党PTの当会に対するヒアリングを踏まえた、自民党政務調査会提言を、平成27年7月30日に内閣府、警察庁に出していただいたこともあり、論点の一つとして議論されることになりました。

当会で2012年に提案した「犯罪被害補償制度案要綱」(生活保障型)の実現が理想ですが、今回は、次の4点に絞り主張することにしました。

- ①重傷病給付金の期間と上限額(現行1年以内、総額120万円以内)の撤廃
- ②治療費については、受刑者同様無料とし、立替なしの現物給付とすること
- ③親族間犯罪の犯給金は原則支給とし社会通念上妥当でない場合のみ制限すること
- ④若年の被害者で遺児がいる場合は自賠償並みの手厚い給付金にすること

専門委員等会議では、警察庁は従前の主張と変わることなく、当会と警察庁の間で、調整のために2度の話し合いをしました。警察庁は、パブリックコメント

(11/19～12/10)は、「犯罪被害給付制度に関しては、今までの運用状況等を踏まえつつ、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や親族間犯罪被害に係る犯罪被害者等給付金支給の在り方等については、実態調査や他の公的給付制度に関する調査及びこれらを踏まえた検討を行い、必要な施策を実施する」との検討期限のないものでした。

一方内閣府は、平成27年12月末までに、自民党政務調査会の提言に対する中間報告を求められていましたが、その回答は先のパブリックコメントにかけた内容と同じものでした。自民党PTは当然了承せず、調査・検討・実施に対する期限を明確にすることを要求しました。その結果、平成28年1月26日の専門委員等会議で、警察庁は「3年を目途に調査検討をし、必要な施策を講ずる」という案を示しました。「期限を3年と切ったことは評価できますが、こうしている間にも困窮する犯罪被害者がいるので、一日も早い実施を期待する」として賛否を表明しませんでした。

最終段階では、その3年を目途に…という案が、PT座長の鳩山議員等のご尽力により、1年を目途に…とされ、第3次基本計画は閣議決定され実施となりました。従って、平成29年3月末には、調査検討も終了し、どのような施策が発表されるか注視したいと思います。

最後に、犯罪被害者の目線に立ってご尽力いただいた鳩山邦夫先生が急逝されました。生前のご厚誼に感謝するとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

第3次犯罪被害者等基本計画の概要及びその経緯について

幹事 後藤啓二(弁護士)

計画期間を平成28年4月1日から平成32年度末までとする「第三次犯罪被害者等基本計画」(「第三次計画」といいます)は、平成28年4月、閣議決定されました。同計画では、犯罪被害給付制度について、次のとおり定められています。

犯罪被害給付制度に関する検討 警察庁において、平成20年度以降拡充してきた犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえつつ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方について「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った取

組を進めるとともに、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する。【警察庁】(12)

あすの会は、平成27年5月に、自民党犯罪被害者PTのヒアリングに招かれ、現行の犯罪被害者等給付金支給法につき次の3点の改正を要望いたしました。

(1) 現行の「重傷病給付金」では救われない被害者が